

マイナ保険証の利用促進に関する説明

厚生労働省 保険局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

本動画の内容

1. 本日 ご説明したい内容(好事例・医療機関等の紹介)
2. 医療機関・薬局等におけるポスター・リーフレット等について
3. 在宅等におけるオンライン資格確認について(居宅同意取得型)

(参考資料)

(参考1) マイナ保険証利用促進に係る施策

- 令和6年度診療報酬改定におけるマイナ保険証利用等に関する診療報酬上の評価
- マイナ保険証利用促進に取り組む医療機関・薬局への支援金

(参考2) オンライン資格確認・マイナ保険証の利用状況等

1. 本日 ご説明したい内容

(好事例・医療機関等の紹介)



マイナンバーカードを診察券として利用！ 患者はマイナンバーカード1枚で受診可能で便利＆施設側はコスト削減

【医療機関名】 大塚眼科クリニック
【院長】 大塚 宏之
【顔認証付きカードリーダー設置台数】 1台
【所在地】 〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町12-1 川崎駅前タワーリパーク7F
【Webサイト】 <https://otsukaganka.jp/>

POINT

診察券との一体化により患者はマイナンバーカードの保険証利用が「当たり前」に

■ 視認性の高い場所に周知広報物を掲示

- マイナンバーカードの保険証利用を促すポスター、ステッカーをクリニック入口に掲示
- マイナンバーカード持参を促すポスターを患者の待合室に掲示
- 患者に対して、マイナンバーカードを持参いただくよう積極的な働きかけをしており、受診患者の7割程度がマイナンバーカードで受診している



■ マイナンバーカードの診察券利用

- オンライン資格確認導入を機に診察券発行を廃止し、結果として診察券発行機、診察券連携システム、診察券カードの費用を月額数万円削減した
- マイナンバーカードでの資格確認、保険証での資格確認を行うことで患者受付一覧画面に取り込まれ、保険証確認のチェックボックスにチェックが入る
- 患者名をクリックすることで資格情報が閲覧でき、引用も可能
- 薬剤情報、特定健診情報は電子カルテシステムに取り込み、PDFで閲覧している
- 電子カルテはダイナミクス社のシステムを、データ連携はメディアサポートシステムズのシステムを使用



マイナンバーカードの保険証利用促進を周知物で行うだけでなく 患者の不満解消に繋がる独自の工夫を施すことで積極的な利用を促す

【医療機関名】 東京慈恵会医科大学附属病院

【理事長】 栗原 敏

【顔認証付きカードリーダー設置台数】 5台（初診窓口2台、計算窓口1台、産科外来受付窓口1台、夜間・時間外窓口1台）

【所在地】 〒105-8471 東京都港区西新橋3-19-18

【Webサイト】 <https://www.hosp.jikei.ac.jp/>

POINT

患者にとってストレスとなる「病院の待ち時間」をマイナンバーカードの保険証利用で解消

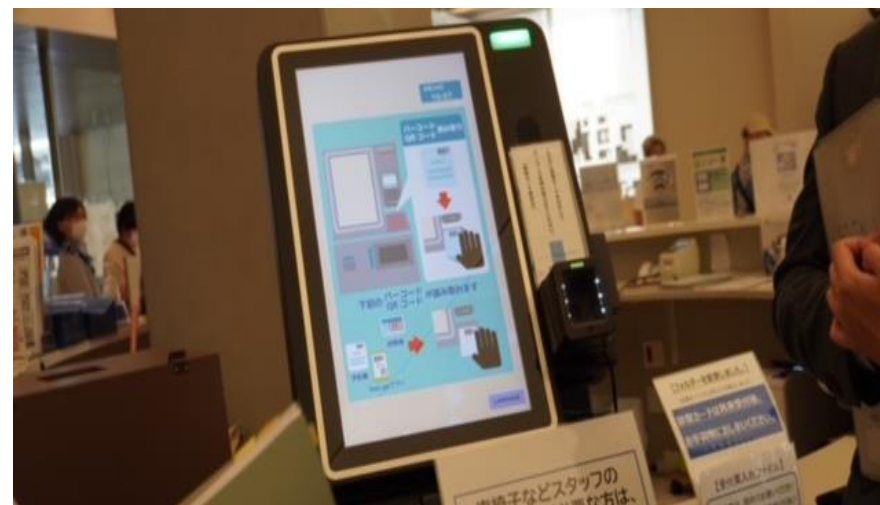
■マイナンバーカード専用会計レーン

- マイナンバーカード利用者に対して、会計時の専用レーンを設けている
- 会計時に患者の資格情報を確認
- マイナンバーカード専用会計レーンを設けることで、会計時間、患者の待ち時間を短縮



■ICT化の促進

- 勤務管理をスマホを活用し、医師の働き方改革を行っている（Beaconを利用し、医師の滞在した場所・時間を特定している）
- 患者は、LINEを活用することで、診察の待ち状態を把握することができる
- 後払いの決済をおこなえば、何もせずに帰ることができる



マイナンバーカードの保険証利用のメリットを全スタッフが同じレベルで患者に説明できるよう 独自の周知広報物や説明資料を活用

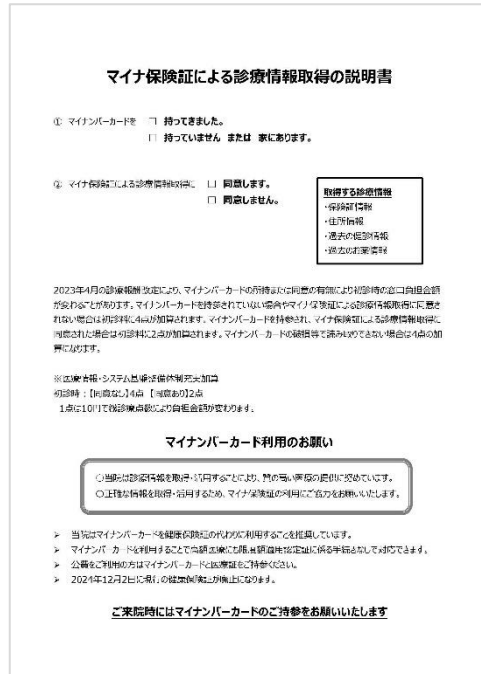
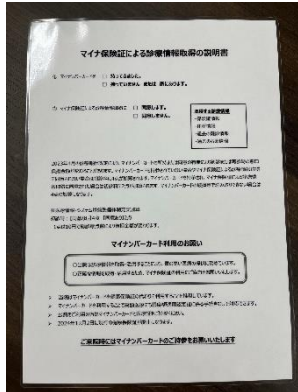
【医療機関名】仁医会 牧田総合病院
 【理事長】荒井 好範
 【院長】小谷 奉文
 【顔認証付きカードリーダー設置台数】 3台（外来総合窓口、入退院受付、救急センター受付）
 【所在地】〒144-8501 東京都大田区西蒲田 8丁目20番1号
 【Webサイト】 <https://www.makita-hosp.or.jp>

POINT

患者にマイナンバーカードの保険証利用に対する理解を深めてもらい、納得の上使ってもらおう工夫

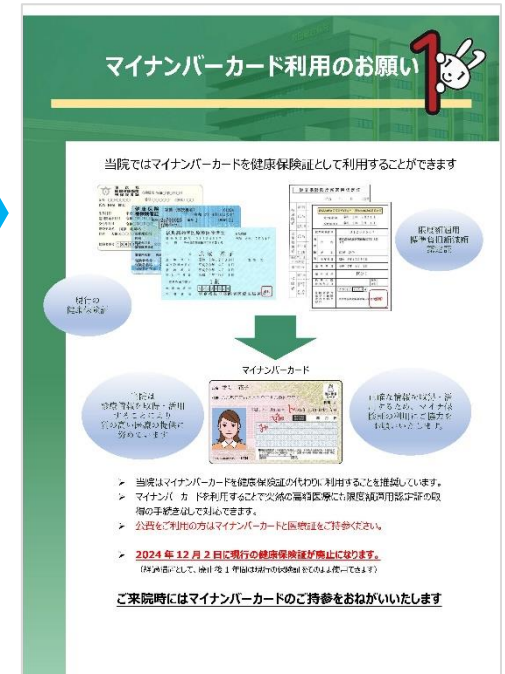
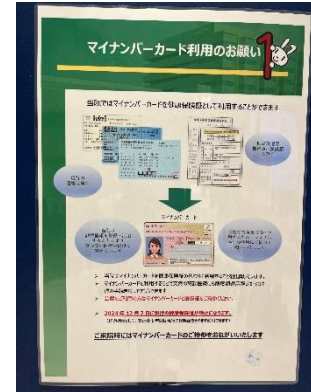
■全スタッフが統一した説明ができるようパウチを作成

- マイナンバーカードの所持状況や、マイナ保険証利用のメリットをスタッフ全員が患者に伝えられるよう、パウチを作成して、患者にパウチを見せながら説明をおこなっている



■受付に独自の周知広報物を掲示

- 健康保険証や限度額適用認定証など各種イラストにして、マイナンバーカードへの移行を視覚的に訴求
- 高額になる手術を受ける患者に対しては、限度額適用認定証に代わってマイナンバーカードさえ持参すれば具体的にいくら変わるのかを、独自に作成した概算金額の表をもとに、医師から直接説明することで切り替えを促している



マイナンバーカードの保険証利用により早期治療に繋がられた急患対応をきっかけに、職員一体となってマイナンバーカードの保険証利用促進を開始

【医療機関名】玉川学園土屋クリニック
【院長】土屋 慎一
【顔認証付きカードリーダー設置台数】1台
【所在地】東京都町田市南大谷219-23
【Webサイト】<https://www.tamagawagakuen-tsuchiyaclinic.com/>

R5.12→R6.1

マイナ保険証利用率**23%増加**※

※同施設の令和5年12月と令和6年1月のマイナ保険証利用率（マイナ保険証利用数÷オンライン資格確認回数）を比較。尚、マイナ保険証利用促進のための支援金施策の算出根拠とは異なります

POINT

まずは施設側でマイナンバーカードの保険証利用の機能と有用性を理解することから始まる

■ 初診の急患対応時、マイナ保険証で早期治療を実現

- ・ 初診の急患が来院した際、マイナ保険証の利用により、服用している薬や過去の検査結果を確認でき、早期治療に繋がられた
- ・ この実体験でマイナ保険証の有用性を感じたことをきっかけに、施設職員にも移行の必要性を伝え、一体となってマイナ保険証利用促進に力を入れ始めた

初診の急患が来院した際、受付では「マイナンバーカードを持っていない」と言っていた

初診で何も情報が無い中、マイナ保険証の機能が頭をよぎり、バッグの中を再度確認してもらったところ、奇跡的にマイナンバーカードを所持していた

マイナ保険証の利用により、服用している薬や過去の血液検査の結果などを確認でき、早期治療に繋がられた

未知の初診患者の情報を得ることができる上、自身のかかりつけ患者が他の場所で治療を要する時にも情報を与えることができる、という有用性を感じたことをきっかけにマイナ保険証利用促進に力を入れ始めた

■ 患者が必ず見る位置に周知広報物を掲示

- ・ 来院した患者が必ず見る受付に周知広報物を掲示し、利用を促している
- ・ 健康保険証の廃止などを含め職員の方から説明をし、当日所持していない患者には次回以降持参いただくよう伝えている



マイナンバーカードでの受付を前提にしたお声かけや周知を実施すると患者にとってもマイナンバーカード持参が当たり前になる

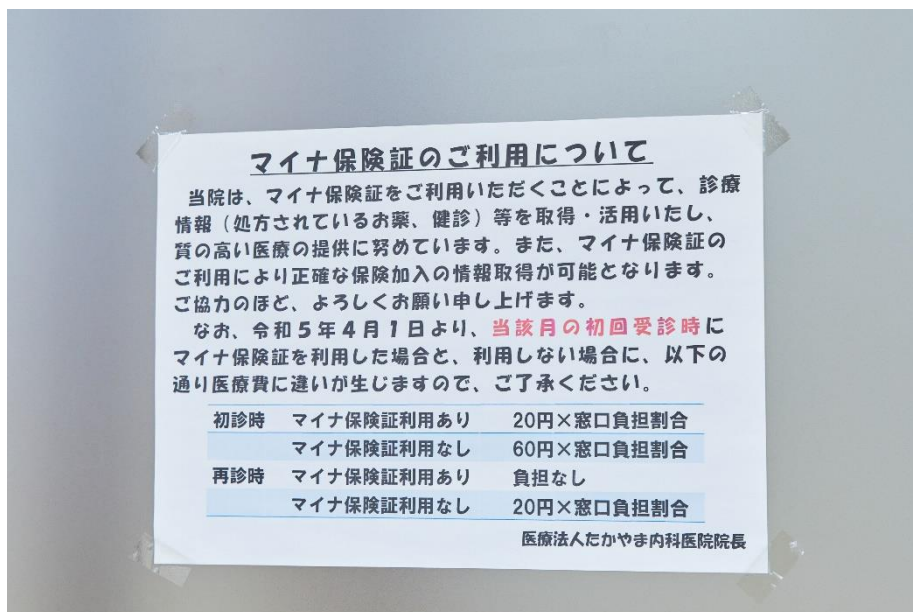
【医療機関名】 たかやま内科医院
【院長】 雨宮 直子
【顔認証付きカードリーダー設置台数】 1台
【所在地】 〒815-0041 福岡県福岡市南区野間1-9-20
【Webサイト】 <https://www.takayama-naikaiin.com/>

POINT

マイナンバーカードを前提とした対応で「マイナンバーカードをお持ちですか？」のお声かけ

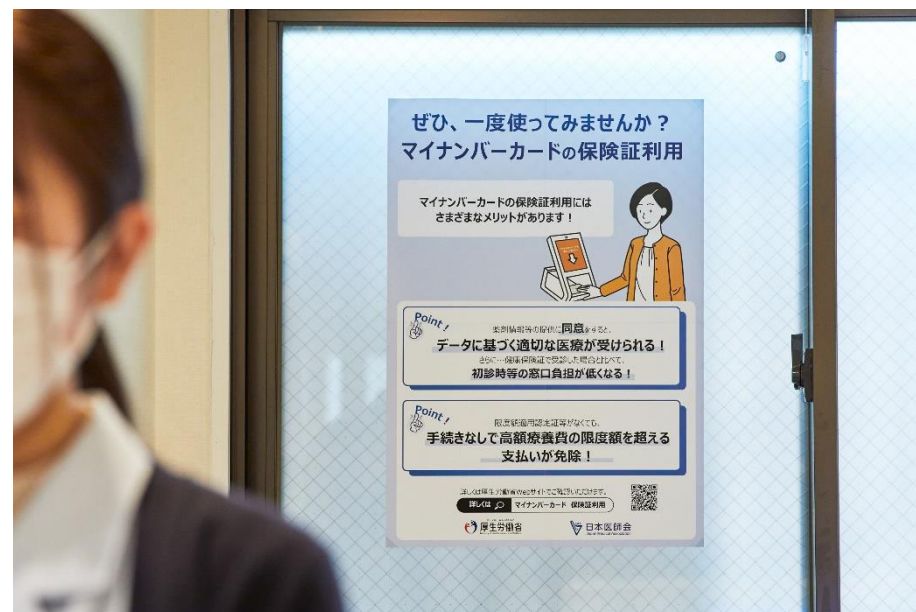
■ マイナ保険証で患者負担額が安くなることを明示

- マイナ保険証を使うと患者負担額が少なくなることを、問診票に記載するだけでなく、ポスター等を院内に掲示、Webサイトでも案内している
- 実際、負担額の案内を見て、「負担額が少なくなるなら」とマイナ保険証を利用する患者もいる



■ マイナ保険証利用を前提としたコミュニケーション

- 受付で「健康保険証はお持ちですか？」ではなく、「マイナンバーカードはお持ちですか？」とお声かけ。発熱外来は電話予約制だが、予約時にマイナンバーカードをお持ちいただくように伝えている
- 最初からマイナンバーカードを前提としたお声かけをすると、マイナンバーカードが必要なだと認識していただくことができ、お持ちの方はすぐに提示を、お持ちでない方も、多くの方が次回来院時に持参してくれる



2. 医療機関・薬局等における

ポスター・リーフレット等について

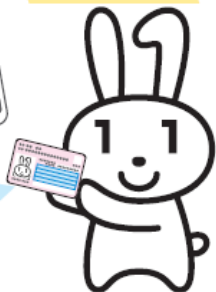
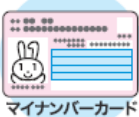


とっても簡単!

マイナンバーカード

1 受付

マイナンバーカードをカードリーダーに置いてください。



2 本人確認

顔認証または4桁の暗証番号を入力してください。



3 同意の確認

診察室等での診療・服薬・健診情報の利用について確認してください。

過去の情報を利用いたします

過去の予病以外の診療・お薬情報をお薬情報をお薬情報に提供することに同意します。この情報はあなたの診察や薬学管理のために使われます。

(40歳以上対象) 過去の情報を利用いたします

過去の健康情報を当機関に提供することに同意しますか。この情報はあなたの診察や薬学管理のために使われます。

※高槻療養費制度をご利用される方は、続けて確認・選択をお願いします。

4 受付完了

お呼びするまでお待ちください。



カードを忘れずに!

医療DXを通じた質の高い医療の提供にご協力ください。

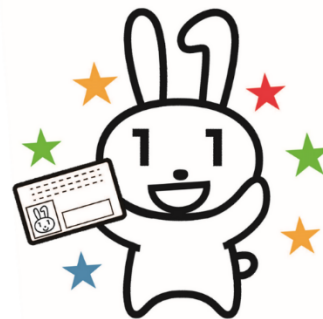
⚠️ ご注意ください!

本年12月2日から 現行の健康保険証は 発行されなくなります

※12月2日時点で有効な保険証は最大1年間有効です

マイナンバーカード をご利用ください

今回お持ちでない方は次回ご持参ください



マイナンバーカードの保険証利用登録がまだの方
➡️ 利用登録は窓口（カードリーダー）でできます

マイナ保険証利用促進のための患者向けリーフレット①

厚生労働省ホームページより、マイナ保険証利用促進のための患者向け周知広報物をダウンロードいただけます。ぜひ施設内での周知にご活用ください。

こちらからご確認いただけます！



厚生労働省
オンライン資格確認の導入について (医療機関・薬局、システムベンダ向け)

オンライン資格確認
導入事例紹介特設サイト

システムの導入から運用までの事例を紹介します

導入事例を見る

オンライン資格確認導入の手続きは医療機関・薬局向けポータルサイトで！
まずは、アカウント登録から

医療機関・薬局で使用できるポスター・チラシはこちら
リンクはこちら

例) 周知ポスター

ぜひ、一度使ってみませんか？
マイナンバーカードの保険証利用

マイナンバーカードの保険証利用にはさまざまなメリットがあります！

Point!
差別情報等の抽出に同意を拒否する。
データに基づく適切な医療が受けられる！
※なお、個別医療費で差別した場合は、初診時等の窓口負担が低くなる！

Point!
医療情報等が抽出されず、
手続きなしで高額療養費の限度額を超える支払いが免除！

厚生労働省 日本医師会

受診の際は
マイナンバーカードを
使ってみませんか

マイナ保険証を使ってみませんか

Point!
服薬情報等のデータに基づいた安心・安全で質の高い歯科医療が受けられます！

厚生労働省 日本歯科医師会

マイナ保険証
まず、1度使ってみませんか？

マイナンバーカードを健康保険証として使ってもらえるとさまざまなメリットがあります！

Point!
差別情報や特定診療情報等の抽出に同意を拒否する。
データを活用したより良い医療が受けられる！
※なお、マイナ保険証・お薬手帳・処方箋をセットにご活用ください！

Point!
医療情報等が抽出されず、
手続きなしで高額療養費の限度額を超える支払いが免除！

厚生労働省 日本医師会 日本歯科医師会 JACDS

マイナ保険証をご利用ください

-本年12月2日から現行の保険証は発行されなくなります-
マイナ保険証を使うメリット

- 医療費を20円節約できる
紙の保険証よりも、電子の保険証で使われている医療費を20円節約でき、自己負担も低くなります。
マイナ保険証の自己負担も低くなるんだ！
- より良い医療を受けることができる
過去のお薬情報や健康診断の結果を見られるようになるため、身体の状態や他の病気を察知して治療に役立てることができる。また、お薬の飲み合わせや分量を調整してもらうこともできる。
よく覚えてない内容もあるから助かるね！
- 手続きなしで高額療養費の限度額を超える支払いを免除
前年度適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。
一緒に高額な負担を減らして貰おう！

・本年12月2日以降、マイナ保険証を保有していない方には、申請しただけことなく「資格確認書」が交付され、引き続き、医療を受けることができます（マイナ保険証を保有していた場合は、保険者に申請したことで「資格確認書」が交付されます）。
・本年12月1日の時点でお手元にある有効な保険証は、12月2日以降、最長1年間（最長12月1日まで）、使用可能です。

マイナンバーカードをお持ちの方は、
こちらで健康保険証利用の申込みが可能です

カンタンに

1. 本人確認（マイナンバーカード）
2. 申請書提出
3. 申請完了
4. 利用

デジタル庁 総務省 厚生労働省

0120-95-0178

マイナ保険証利用促進のための患者向けリーフレット②

厚生労働省ホームページより、マイナ保険証利用促進のための患者向け周知広報物をダウンロードいただけます。ぜひ施設内での周知にご活用ください。

こちらからご確認いただけます！



患者対応用周知広報物を拡充しました！

電子処方箋対応医療機関/薬局向け資料も併せて掲載しています！

マイナ保険証促進トークスクリプト **NEW**

よくある質問 (マイナ保険証について) **NEW**

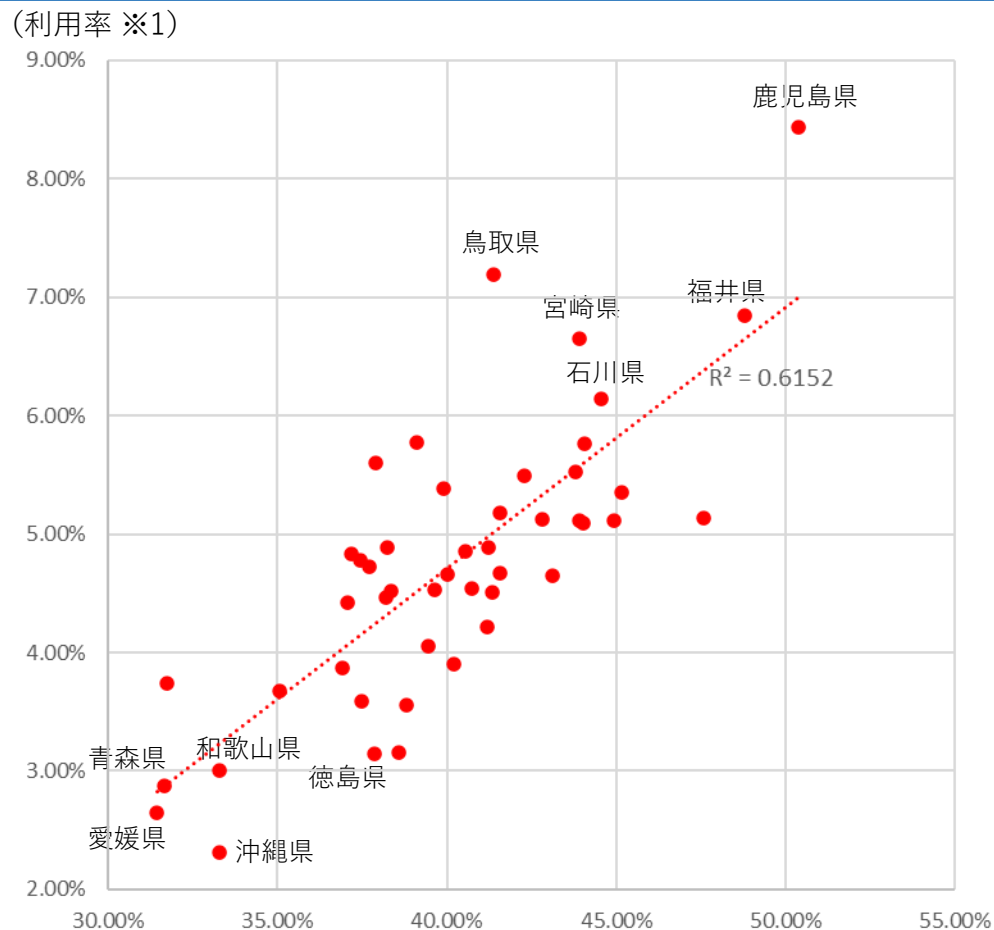
顔認証付きカードリーダーの使い方 **NEW**

その他...

- ・ 初回利用者向け保険証利用申込案内
- ・ マイナ保険証利用の患者向け説明資料
- ・ 特定健診情報・薬剤情報・診療情報のご案内
- ・ 限度額適用認定証のご案内 など

都道府県ごとのマイナ保険証利用率と 利用促進に関するアンケートに回答した施設の割合

- 都道府県ごとのマイナ保険証利用率と受付窓口での声かけを「保険証、見せてください」から「マイナンバーカードお持ちですか」などに切り換えた施設の割合との間には、一定の相関が見られる。



(受付窓口での声かけを「保険証、見せてください」から「マイナンバーカードお持ちですか」などに切り換えた施設と答えた施設の割合 ※2)

※1 利用率 = マイナ保険証利用件数 ÷ オンライン資格確認利用件数 (運用開始施設対象が対象)

※2 令和6年2月オンライン請求時のアンケート結果に基づく (回答が得られた医療機関・薬局数 169,912)

医療機関の取組状況

- 2月の診療報酬のオンライン請求時に、オンライン請求を実施している全施設（約17万施設）に対し、マイナ保険証利用促進の取組状況についてアンケート調査。
- 調査対象施設の約4割が窓口で「マイナンバーカードお持ちですか」などの声かけを、6割超がマイナ保険証のポスターの掲示等を行っているとは回答。
- 一方、ホームページでの案内等でのマイナンバーカード対応については未実施との回答が多く、約2割の施設では、マイナ保険証の利用促進に関する取組を実施していない。

	1:受付窓口での声かけを「保険証、見せてください」から「マイナンバーカードお持ちですか」などに切换え		2:マイナ保険証のチラシ・ポスターの配布・掲示		3:ホームページの外来案内や院内の掲示等に「マイナンバーカード」の持参について記載		4:ホームページの外来・入院案内にマイナンバーカードを持参すれば限度額認定証が不要となることを記載		5:1～4の取組は行っていない		オンライン請求施設数
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	
病院	2,796	35.29%	5,570	70.30%	2,007	25.33%	777	9.81%	1,103	13.92%	7,923
医科診療所	25,684	35.95%	42,165	59.02%	12,894	18.05%	2,749	3.85%	14,552	20.37%	71,446
歯科診療所	16,466	49.23%	17,670	52.83%	4,655	13.92%	1,494	4.47%	6,279	18.77%	33,446
薬局	24,309	42.57%	40,426	70.80%	8,974	15.72%	3,297	5.77%	6,756	11.83%	57,097
総計	69,255	40.76%	105,831	62.29%	28,530	16.79%	8,317	4.89%	28,690	16.89%	169,912

(参考1) 各医療機関等のHPの記載イメージ

<Before>

ご来院時にご持参いただくもの

- 健康保険証
- 受給者証 (お持ちの方のみ)
- 紹介状
- お薬手帳



<After>

ご来院時にご持参いただくもの

- マイナンバーカード (又は健康保険証)
- 受給者証 (お持ちの方のみ)
- 紹介状
- お薬手帳



*** 高額療養費制度の利用について、マイナンバーカードで受診される患者さんについては、「限度額認定証」は不要です。**

* マイナ保険証を利用されない方は、健康保険証をご持参ください。
なお、マイナンバーカードを持っているものの健康保険証としての利用登録を行っていない場合は、当院で設置しているカードリーダーから手続きすることが可能です。(ご自身の「マイナポータル」からも手続き可能です。)

▶ マイナ保険証についてお知りになりたい方は、厚生労働省HP([マイナンバーカードの保険証利用について\(被保険者証利用について\)](https://www.mhlw.go.jp) | [厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](https://www.mhlw.go.jp))をご覧ください。

【入院手続き】

■入院の手続きに必要なもの (入退院受付で提出できるようにご準備ください)

- 入院申込書・身元引受書兼診療費等支払保証書
- 診察券
- 保険証 (入院中に変更等があった場合には入退院受付にお申し出ください)
- 限度額適用認定証等の医療券 (お持ちの方)

- マイナンバーカード (又は保険証)
- 限度額認定証等の医療券 (マイナンバーカードで受診される方は不要) (お持ちの方)

(参考2) 利用促進支援策を活用いただくためのチェックリスト①

各施設の窓口・受付での対応やホームページ等のご案内の見直しについて、以下のチェックリストをご活用いただき、取組をお願いいたします。

利用促進支援策を活用いただくためのチェックリスト（医療機関向け）

（その1 窓口・受付対応編）

<p>① 窓口での声掛け（「マイナンバーカードをお持ちですか。」）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 受付の際、これまでの「健康保険証をお持ちですか」に替えて、まず「<u>マイナンバーカード（マイナ保険証）</u>」の利用をお声かけください。 ● 持参されていない方には、「<u>ぜひ次回はマイナンバーカードをお持ちください</u>」とお伝えください。 	□
<p>② チラシ・ポスター等の院内配布・掲示</p> <ul style="list-style-type: none"> ● マイナンバーカード（マイナ保険証）を利用いただくためには、<u>目に見えるところにポスター等が掲示されていることが重要</u>です。 ● 受付、診察券入れなどに「保険証を提示ください」といったプレートなどを置いていませんか。「<u>マイナンバーカードの利用又は保険証の提示をお願いします</u>」との修正をお願いいたします。 ● また、マイナ保険証を利用すれば、<u>医療費（20円）が節約</u>されます。院内掲示等によってご案内ください。 	□
<p>③ 健康保険証の利用申込みに関するご案内</p> <p>マイナンバーカードさえお持ちであれば、窓口のカードリーダーで健康保険証の利用申込みが可能です。院内の掲示等により、ご案内をお願いいたします。</p>	□
<p>④ 担当者の配置や専用レーンの設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ● マイナンバーカード(マイナ保険証)を初めて利用される際には戸惑われる方もおられます。 ● ご案内担当者を取組の最初の時期に配置することや、専用レーンの設置などによって利用増につながっている例もあり、積極的なご検討をお願いします。 	□

（その2 ホームページ等のご案内見直し編）

<p>① 「受診の際持参するもの」に「マイナンバーカード（マイナ保険証）」も記載</p> <p>医療機関のHPやリーフレットなどに、「受診の際に持ってくるもの」として、「健康保険証」のみを記載している場合、「<u>マイナンバーカード（マイナ保険証）または健康保険証</u>」に修正をお願いいたします。</p>	□
<p>② マイナ保険証での受診では「<u>限度額適用認定証</u>」が不要であることを明記</p> <p>医療機関のHPやリーフレットに、マイナ保険証で受診する場合は「<u>限度額適用認定証</u>」が不要であることを明記していただくようお願いいたします。</p>	□

(参考3) 利用促進支援策を活用いただくためのチェックリスト②

利用促進支援策を活用いただくためのチェックリスト（薬局向け）

（その1 窓口・受付対応編）

<p>① 窓口での声掛け（「マイナンバーカードをお持ちですか。」）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 受付の際、これまでの「健康保険証をお持ちですか」に替えて、まず「<u>マイナンバーカード（マイナ保険証）</u>」の利用をお声かけください。 ● 持参されていない方には、「<u>ぜひ次回はマイナンバーカードをお持ちください</u>」とお伝えください。 	□
<p>② チラシ・ポスター等の配布・掲示</p> <ul style="list-style-type: none"> ● マイナンバーカード（マイナ保険証）を利用いただくためには、<u>目に見えるところにポスター等が掲示されていることが重要です。</u> ● 受付などに「保険証を提示ください」といったのプレートなどを置いていませんか。「<u>マイナンバーカードの利用又は保険証の提示をお願いします</u>」との修正をお願いいたします。 	□
<p>③ 健康保険証の利用申込みに関するご案内</p> <p>マイナンバーカードさえお持ちであれば、窓口のカードリーダーで健康保険証の利用申込みが可能です。薬局内の掲示等により、ご案内をお願いいたします。</p>	□
<p>④ 担当者の配置や専用レーン等の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ● マイナンバーカード(マイナ保険証)を初めて利用される際に戸惑われる方もおられます。 ● ご案内担当者を取組の最初の時期に配置することや、専用レーンの設置、ポップの掲示や導線を明らかにすることなどによって利用増につながっている例もあり、積極的なご検討をお願いします。 	□

その2 ホームページ等のご案内見直し編

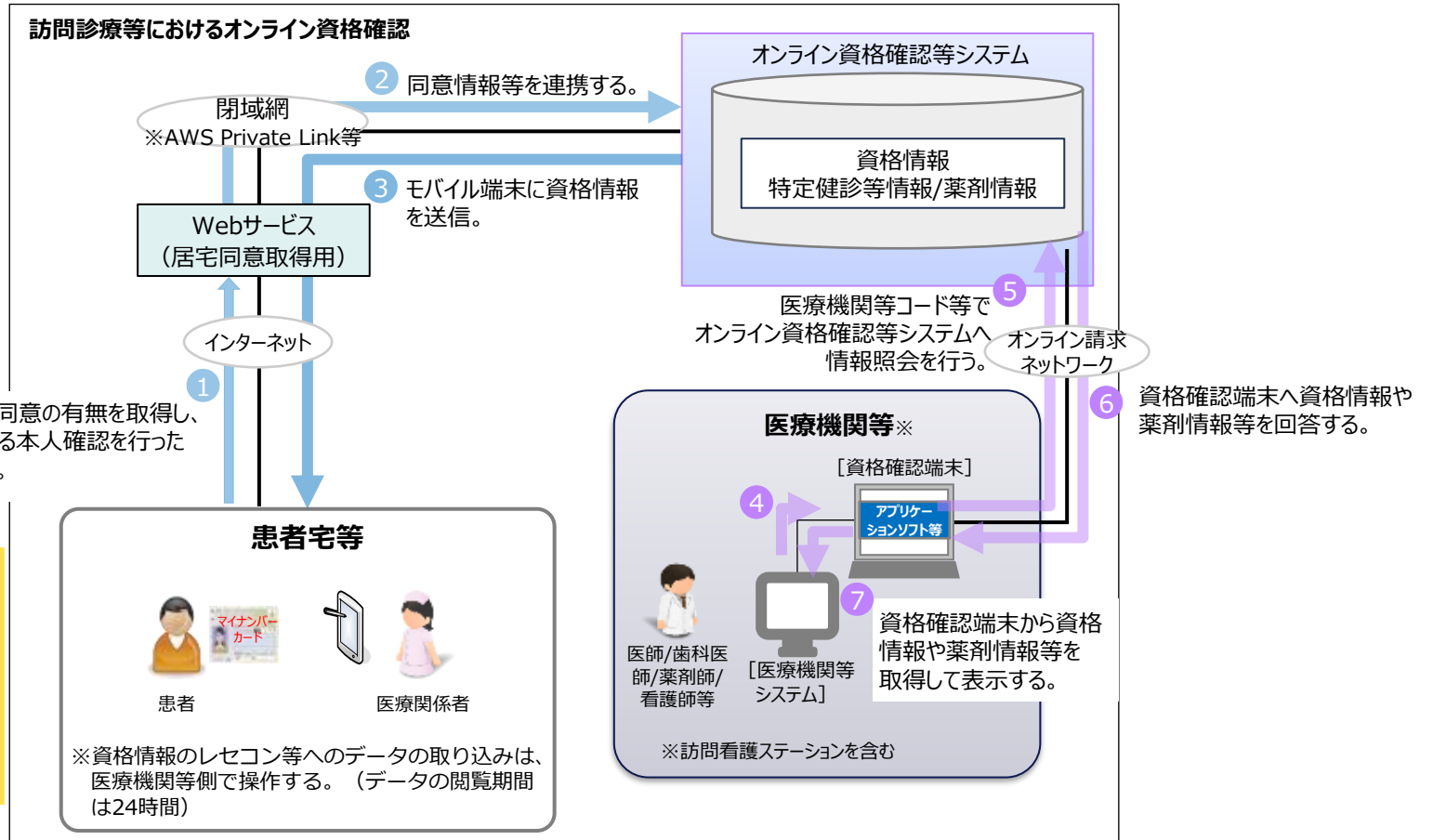
<p>⑤ 「持参するもの」に「<u>マイナンバーカード（マイナ保険証）</u>」も記載</p> <p>医療機関のHPやリーフレットなどに、「受診の際に持ってくるもの」として、「健康保険証」のみを記載している場合、「<u>マイナンバーカード（マイナ保険証）</u>または健康保険証」に修正をお願いいたします。</p>	□
---	---

3. 在宅等におけるオンライン資格確認について

(居宅同意取得型)

訪問診療等におけるオンライン資格確認の仕組み案（概要）

- 初回訪問時のマイナンバーカードによる本人確認に基づく資格情報の取得及び薬剤情報等の提供に関する同意は、医療関係者が持参したモバイル端末等を用いて実施する。
 - 訪問診療等では医療関係者が患者宅等を訪問することから、患者のなりすましリスクが低いことを踏まえ、2回目以降は、当該医療機関等との継続的な関係のもと訪問診療等が行われている間、医療機関等において再照会機能（※）を活用した資格確認を行うとともに、薬剤情報等については、初回時の同意に基づき取得可能な仕組みとする。
- ※ あらかじめ医療機関等において、初回にマイナンバーカードの本人確認により取得した患者の資格情報を用いて、オンライン資格確認等システムに最新の資格情報を照会し、取得する機能。



院内での
操作

(参考) 事前準備① オンライン資格確認等システムの環境設定情報変更

各医療機関等の管理者により、訪問診療等機能を利用可能な設定にする。

①管理者が「環境設定情報更新」のメニューをクリック

②「訪問診療等機能」を「利用する」に変更して、更新ボタンをクリック
(オンライン診療等も同様)



画面遷移



「オンライン資格確認等システム利用規約」を確認した上で、訪問診療等機能について「利用する」を選択

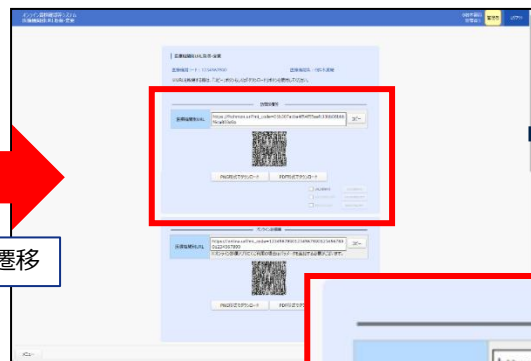
(参考) 事前準備② 「マイナ在宅受付Web」として医療機関別のURLを発行

院内での
操作

「マイナ在宅受付Web」として、インターネット経由でアクセスするための医療機関別のURLを発行する。

① 「医療機関別URL取得・変更」メニューをクリック

② 「マイナ在宅受付Web」として、医療機関別のURLを生成し、コピーする。
(二次元コードとしてもダウンロード可能)



※ 「マイナ在宅受付Web」にアクセスするためのURLや二次元コードは、医療機関等コードをもとに暗号化して生成。

医療機関等の電子証明書を利用して、オンライン資格確認等システムにログインし、「マイナ在宅受付Web」に登録された同意情報をもとに、患者の資格情報等の情報取得を可能とすることにより、セキュリティを確保。

「マイナ在宅受付Web」を用いた資格確認等の手順（1/2）

- 医療機関等のモバイル端末等からWebサービス「マイナ在宅受付Web」へアクセスし、はじめに、薬剤情報等の提供について、患者が同意の有無を選択します。
- 登録する同意情報の内容を確認します。

患者宅等

- ① 医療機関等のモバイル端末等を利用して、「マイナ在宅受付Web」へアクセス



薬剤情報等の提供に関する同意取得（マイナ在宅受付Web）

- ② 診療/薬剤情報・特定健診情報等の提供について、患者が同意の有無を選択

オンライン資格確認Web
初回診察等

同意登録の準備と開始
「同意登録に必要な準備」が完了した後、「同意登録をする」ボタンから同意手続きを開始してください。
過去に完了した同意内容の確認・更新をしたい方は、右上のメニューボタンから、「すべての同意を取消す」または「同意照会・更新」を押してください。

同意登録に必要な準備
同意登録には、マイナンバーカードのご用意とマイナンバーカードへの保険証の登録を済ませていただく必要があります。

1 マイナンバーカードの準備
同意登録にはマイナンバーカードが必要になります。お手元にご準備ください。

2 マイナンバーカードへの保険証の登録
本システムのご利用にはマイナンバーカードへの保険証の登録が必要です。まだ登録がお済みでない方は、[マイナポータルサイト](#)にて登録するようお願いします。

同意登録をする

〇〇〇〇〇医療機関

1 入力 2 確認 3 完了

同意登録
あなたの健康・医療情報を当機関に提供することに同意しますか。この情報はあなたの診察や健康管理のために使用します。
※この同意は、当機関から継続的に診療等を受ける一定期間、有効です。

すべての項目に同意する

同意項目については、以下の項目をご確認ください。
※ ? を押すと各項目の詳細をご確認できます。

診療情報および薬剤情報の提供 ?
同意する × 同意しない

特定健診等情報の提供 (40歳以上対象) ?
※40歳未満の方は「同意しない」を選択してください。
同意する × 同意しない

限度額情報の提供 ?
同意する × 同意しない

特定疾病療養受療証情報の提供 ?
同意する × 同意しない

手術情報の提供 ?
同意する × 同意しない

すべての項目に同意する

同意内容を確認する

2 確認 3 完了

同意登録内容の確認
画面下にある「同意内容を登録する」ボタンを押してください。

登録内容

- 手術情報の提供
同意しない
- 診療情報および薬剤情報の提供
同意しない
- 特定健診等情報の提供 (40歳以上対象)
同意しないまたは40歳未満
- 限度額情報の提供
同意しない
- 特定疾病療養受療証情報の提供
同意しない

同意内容を登録する
マイナンバーカードの利用者証明電子証明書のパスワードを入力していただきます

選択内容を修正する
前の画面に戻ります

次頁
へ

「マイナ在宅受付Web」を用いた資格確認等の手順（2/2）

- モバイル端末等にあらかじめインストールした「マイナポータル」アプリに遷移して、患者が4桁の暗証番号を入力後、マイナンバーカードをかざし、本人確認を行います（初回のみ）。
- 「マイナ在宅受付Web」に薬剤情報等の提供に関する同意情報が登録されます。
- その後、患者の資格情報を取得し、医療保険における資格確認を行います。

本人確認（マイナポータル）

③ 4桁の暗証番号を入力

④ マイナンバーカードをかざす



同意登録、資格確認

⑤ 同意登録が完了、資格情報を取得

The screenshot shows the 'オンライン資格確認Web' app interface. At the top, it displays '〇〇〇〇〇医療機関' and a progress indicator with three steps: '入力' (Input), '確認' (Check), and '完了' (Complete). Below this, it states '同意登録完了' (Consent registration completed) and provides instructions to close the browser tabs. A '登録内容' (Registration Content) section lists several items with '同意する' (I agree) buttons: '手術情報の提供', '診療情報および薬剤情報の提供', '特定健診等情報の提供 (40歳以上対象)', and '限度額情報の提供'. To the right, a '資格情報' (Qualification Information) section displays details for '氏名' (Name: マニュアルテストユーザー 2), 'フリガナ' (Kana: マニュアルテストユーザー), '被保険者証区分' (Insurance Card Type: 一般), '被保険者証' (Insurance Card No.), '限度額適用認定証区分' (Limit Application Certificate Type: 限度額適用区分認定証), '限度額適用認定証適用区分' (Limit Application Certificate Application Type: ア), '一部負担割合' (Partial Burden Ratio: 1割負担), and '特定疾病療養受療証認定疾病区分' (Special Disease Care Certificate Designated Disease Type: 交付なし).

訪問診療等における医療機関・薬局に対する財政支援 (社会保障・税番号制度システム整備費等補助金)

1. 事業内容

- 医療機関・薬局における居宅同意取得型の利用に必要な以下の費用を支援する。
 - ① マイナンバーカードの読取・資格確認等のためのモバイル端末等の導入
 - ② レセプトコンピュータの改修

2. 補助内容

	補助率	補助限度額 (訪問診療・訪問服薬指導等)
病院	1 / 2	41.1万円 事業額上限82.2万円
大型チェーン薬局	1 / 2	8.5万円 事業額上限17.1万円
診療所・薬局	3 / 4	12.8万円 事業額上限17.1万円

※ 事業額上限は、モバイル端末：4.1万円、レセプトコンピュータの改修：78.1万円（病院） / 13万円（診療所・薬局）

※ 訪問診療等とオンライン診療等の両方を実施している場合は、この上限額となる。

※ 訪問診療のみを提供する既存の医療機関等については、オンライン資格確認のシステム本体の導入補助（ICT基金）を活用した上で、居宅同意取得型の導入補助を受けることとなる。

ご清聴ありがとうございました。



(参考資料)



(参考1) マイナ保険証利用促進に係る施策

- 令和6年度診療報酬改定におけるマイナ保険証利用等に関する診療報酬上の評価
- マイナ保険証利用促進に取り組む医療機関・薬局への支援金)

2-1. 令和6年度診療報酬改定におけるマイナ保険証利用等に関する診療報酬上の評価(イメージ)

- ・マイナンバーカードを**常時携帯する者が約4割**となっている現状を踏まえると、**医療現場における利用勧奨が重要。**

《現行》

《見直しイメージ》

R6.6

R6.12

【医療情報・システム基盤整備体制充実加算】

マイナンバーカードや問診票を利用し、「診療情報取得・活用体制の充実」を評価

<初診>

- ・マイナ保険証 利用なし 4点
- ・マイナ保険証 利用あり 2点

【医療情報取得加算】

配点を見直し、継続

<初診>

- ・マイナ保険証利用なし 3点
- ・マイナ保険証利用あり 1点

<再診>

- 2点
- 1点

※答申書付帯意見

令和6年12月2日から現行の健康保険証の発行が終了することを踏まえ、令和6年度早期より、医療情報取得加算による適切な情報に基づく診療の在り方について見直しの検討を行うとともに、医療DX推進体制整備加算について、今後のマイナンバーカードの利用実態及びその活用状況を把握し、適切な要件設定に向けた検討を行うこと。

利用率増加に応じた支援金

【医療DX推進体制整備加算】

マイナ保険証、電子処方箋などの「医療DX推進体制」を評価

<初診> 8点（歯科6点、調剤4点）

施設要件（例）

- ①マイナ保険証での取得情報を診療室で利用できる体制【R6.6～】
- ②マイナ保険証の利用勧奨の掲示【R6.6～】
- ③**マイナ保険証利用実績が一定程度（●%）以上**であること【R6.10～】
- ④電子処方箋を発行できる体制（薬局は受け付ける体制）【R7.4～】
- ⑤電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制【R7.10～】



2-2. マイナ保険証利用促進に取り組む医療機関・薬局への支援金

目的

医療機関等において、カードリーダーの操作に慣れない患者への説明など、マイナ保険証の利用勧奨に取り組んでいただくことで、マイナ保険証の利用促進を図ります。

概要

マイナ保険証の利用率(初診・再診・調剤)^{※1}が、2023(R5)年10月から5%ポイント以上増加した医療機関等を対象に、支援を実施します。

※1は次頁参照

期間

2024(R6)年1月～11月

※前半期:2024(R6)年1月～5月(5ヶ月間) / 後半期: 2024(R6)年6月～11月(6ヶ月間)

支援内容

- 前半期(又は後半期)のマイナ保険証平均利用率と、2023(R5)年10月の利用率を比較し、次頁の表の増加量に応じた支援単価を、前半期(又は後半期)のマイナ保険証総利用件数に乗じた額が支援金として交付^{※2}されます。

※2は次頁参照

2-2. マイナ保険証利用促進に取り組む医療機関・薬局への支援金

支援額

2023.10の利用率からの増加量	前半期(2024.1~5)支援単価	後半期(2024.6~11)支援単価
5%pt以上	20円/件	—
10%pt以上	40円/件	40円/件
20%pt以上	60円/件	60円/件
30%pt以上	80円/件	80円/件
40%pt以上	100円/件	100円/件
50%pt以上	120円/件	120円/件

支給計算・支払い

- ※ 1:利用率の算出：10月の利用率の場合
「2023(R5)年10月のマイナ保険証利用人数(名寄せ処理後) / 2023(R5)年11月請求分レセプト枚数(外来レセのみ)」
- ※ 2:支援金の交付にあたり医療機関等からの実績報告などは不要です。社会保険診療報酬支払基金より年2回(前半期・後半期)交付します。また、1月より、社会保険診療報酬支払基金より各医療機関等に対して、毎月のマイナ保険証の利用実績を通知しています。

2-2. マイナ保険証利用促進に取り組む医療機関・薬局への支援金(よくある質問)

Q1. 同じ患者が複数回来院・利用した場合、その回数でカウントされますか？

A. 利用率を算定する際の利用件数については、該当月のマイナ保険証利用人数(名寄せ処理後)になります。一方で、支援金を交付する際は、マイナンバーカードによるのべ利用件数に支援単価を乗じることとなります。

※ 利用率の算出：10月の利用率の場合
「2023(R5)年10月のマイナ保険証利用人数(名寄せ処理後) / 2023年(R5)11月請求分レセプト枚数(外来レセのみ)」

Q2. 2023(R5)年10月の利用率を基準とするということですが、2023(R5)年11月に新規開設をした施設は対象外となるのでしょうか。

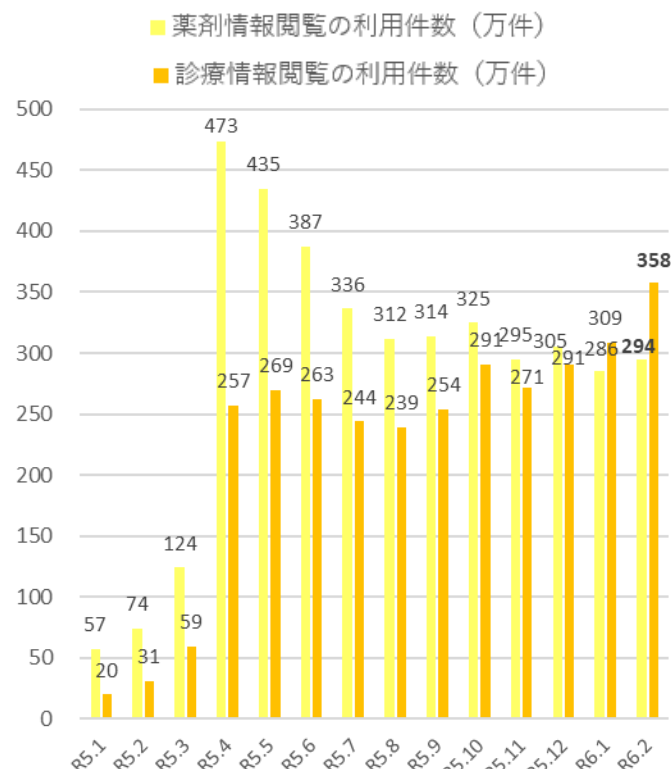
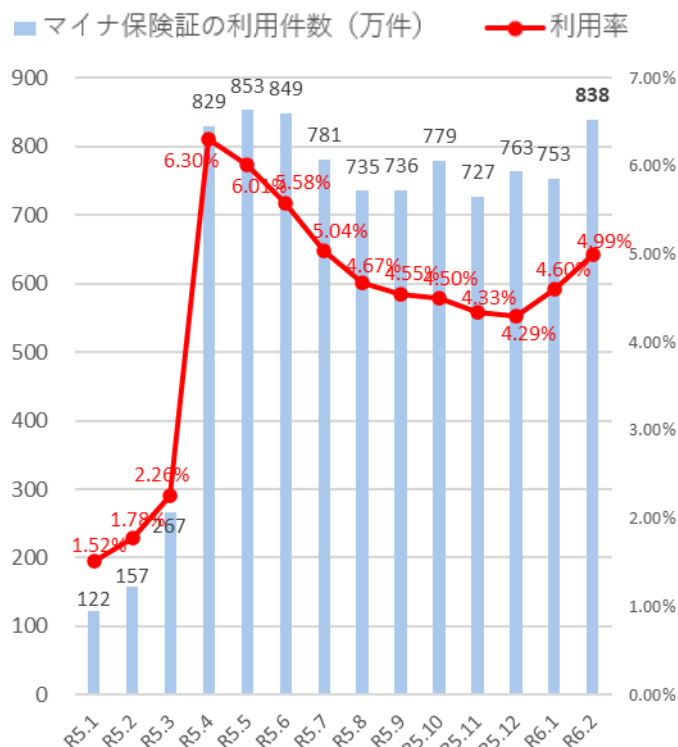
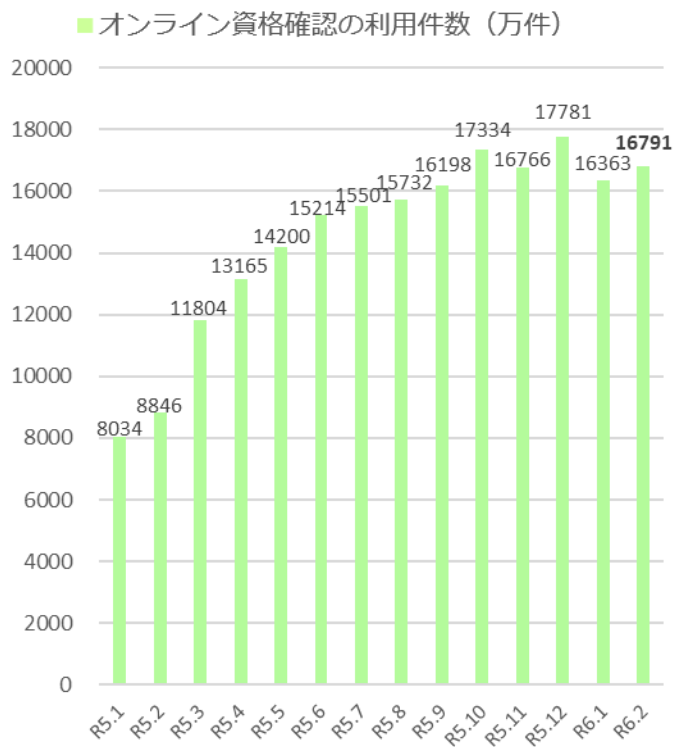
A. 対象になります。

2023(R5)年10月以降の新設保険医療機関等については、2023(R5)年10月の平均利用率は0%として算出します。

(参考2) オンライン資格確認・マイナ保険証の利用状況等

オンライン資格確認の利用状況

※利用率=マイナ保険証利用件数/オンライン資格確認利用件数



【2月分実績の内訳】

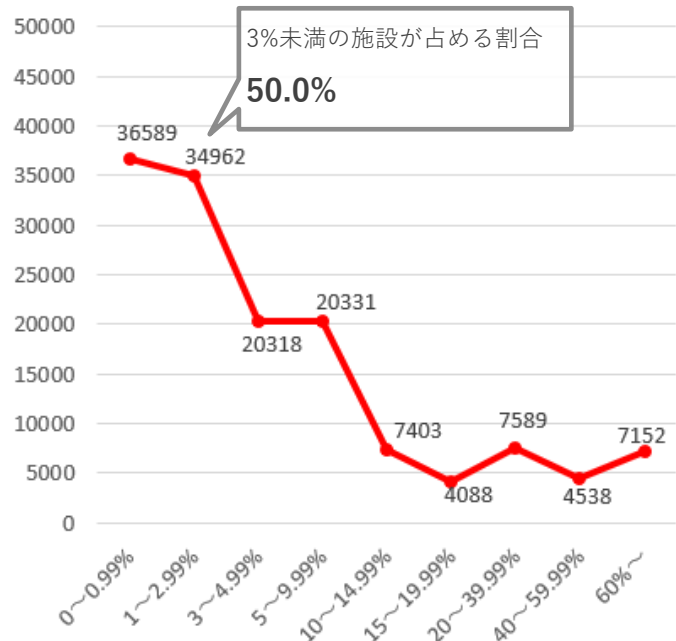
※紙の保険証受診であってオンライン資格確認を利用しない場合も含めた資格確認総件数は、直近で約2.46億件（令和5年6月）

	合計	マイナンバーカード	保険証
病院	8,739,846	1,009,166	7,730,680
医科診療所	72,113,389	3,649,066	68,464,323
歯科診療所	11,291,880	1,135,620	10,156,260
薬局	75,760,791	2,590,763	73,170,028
総計	167,905,906	8,384,615	159,521,291

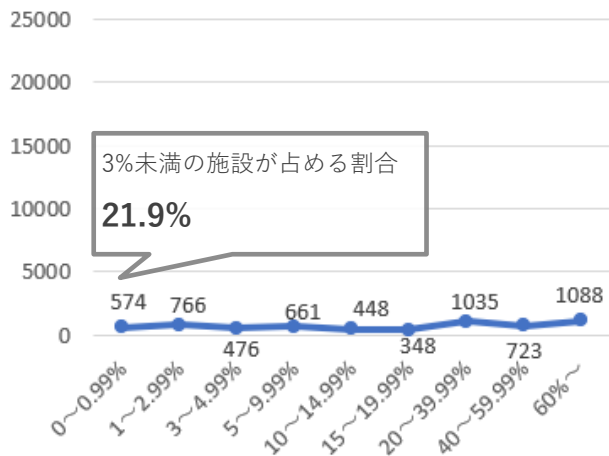
	特定健診等情報 (件)	薬剤情報 (件)	診療情報 (件)
病院	265,096	218,450	367,748
医科診療所	1,040,587	1,786,998	1,977,169
歯科診療所	178,062	225,054	107,216
薬局	856,629	713,786	1,129,798
総計	2,340,374	2,944,288	3,581,931

マイナ保険証の利用状況

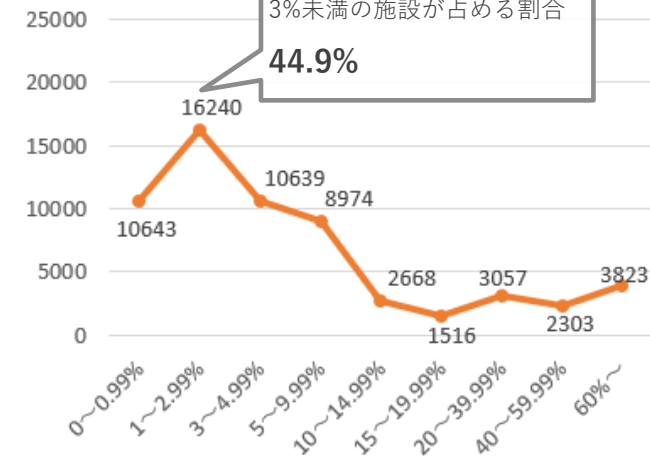
全体



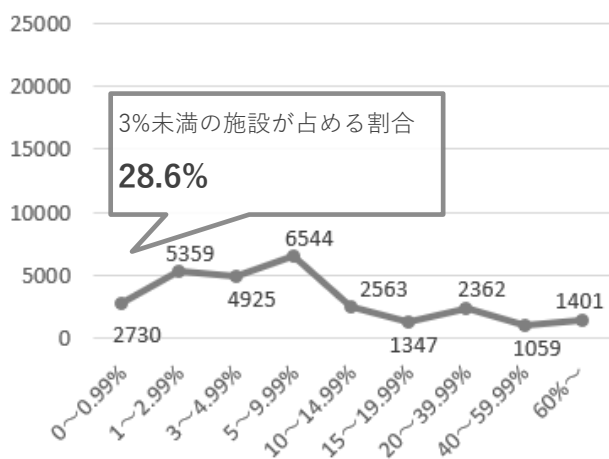
病院



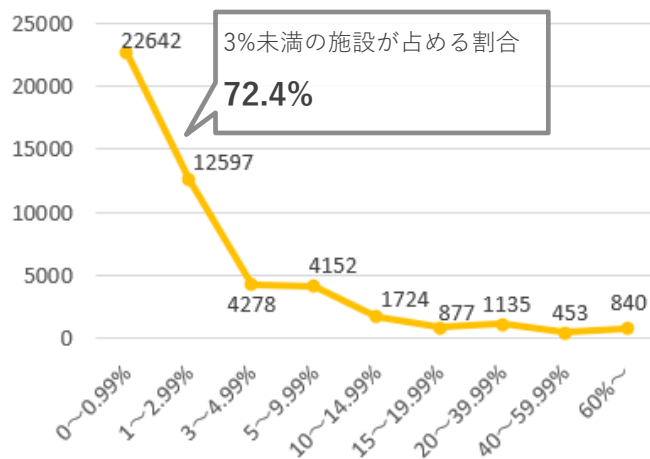
医科診療所



歯科診療所



薬局



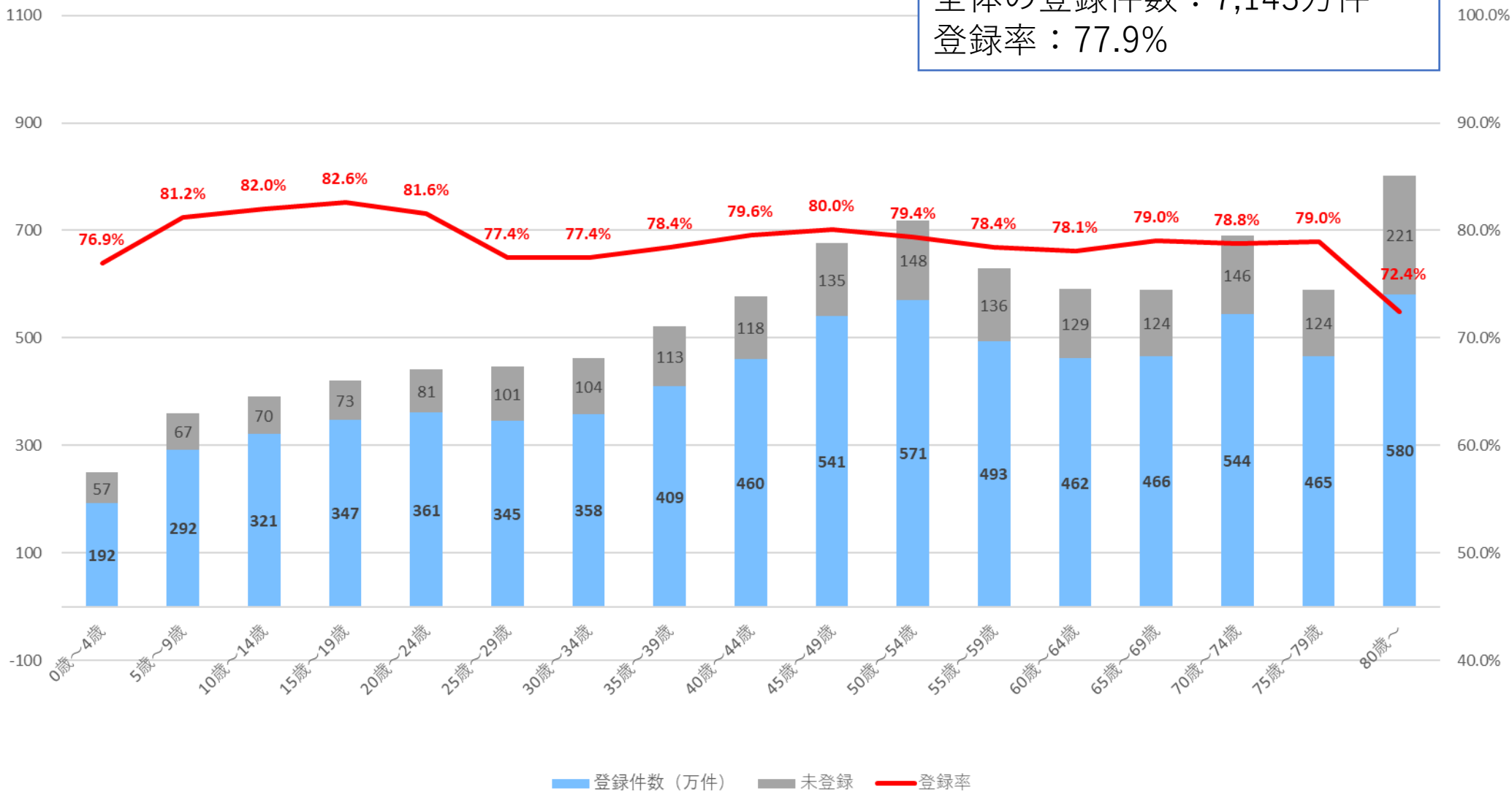
※それぞれ、縦軸が施設数、横軸がマイナ保険証利用率（マイナ保険証利用率の数値は11月分実績）

※ 利用割合 = MNC利用件数 / オン資利用件数

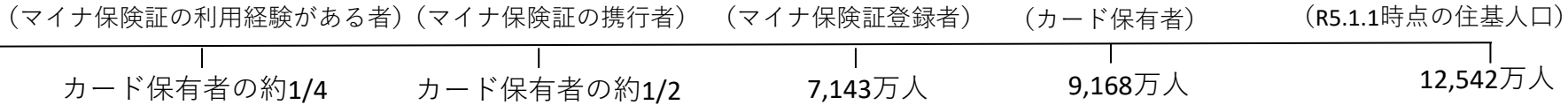
※ オンライン資格確認利用件数50以上等の施設を対象に算出（施設数 142,970）

年代別マイナ保険証利用登録件数と登録率 (令和6年1月28日現在 ※保有枚数は1月末時点)

全体の登録件数：7,143万件
登録率：77.9%



マイナ保険証の利用等に関する現状



① マイナンバーカードの保有状況

取得

マイナンバーカードの保有者 (9,168万人,全人口の73.1% 令和6年1月末時点)



② マイナ保険証の登録状況

登録

マイナ保険証の登録者
(7,143万人,カード保有者の77.9% 令和6年1月28日時点)



③ マイナンバーカードの携行状況

携行

マイナンバーカードの携行者
(人口全体の4割,カード保有者の5割 (令和5年11~12月))



④ マイナ保険証の利用状況

利用

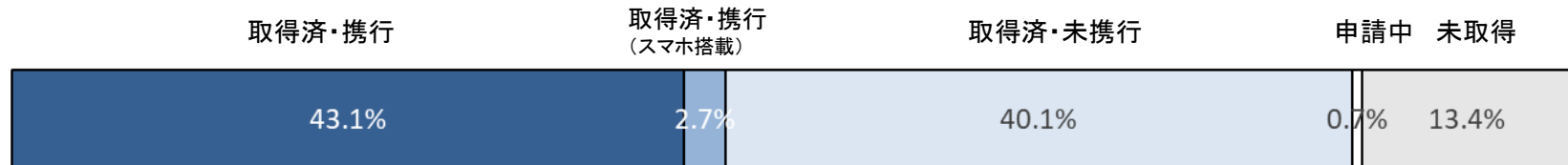
マイナ保険証の利用経験 (令和6年2月調査)
(約4人に1人が利用経験あり)

マイナ保険証の令和6年1月利用実績
(753万件,4.60%)

マイナンバーカードの携行率

○ デジタル庁が、令和5年11月～12月に、20,000人に実施したWebアンケート調査によると、マイナンバーカードの携行率は、マイナンバーカード保有者の5割、調査対象者全体の4割との結果であった。

取得率・携行率の調査結果(%)

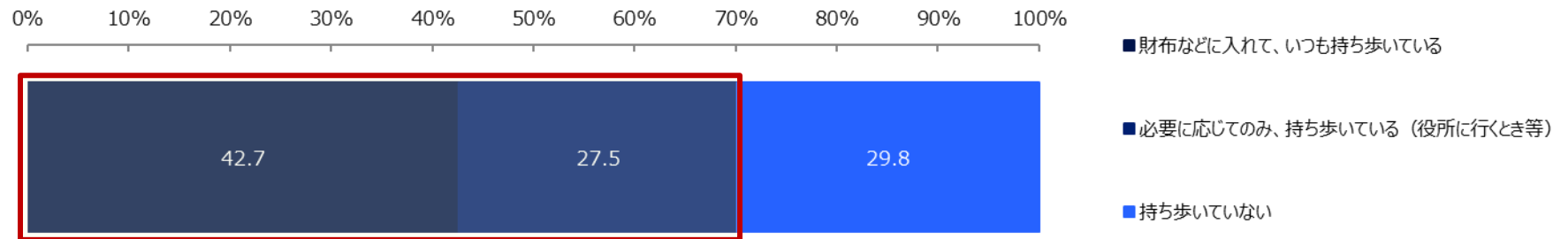


マイナンバーカード携行者は、全体の43.1%

保有者のうち50.2%

○ 厚生労働省が、令和6年2月に、18歳以上のマイナンバーカード保有者を対象に実施したWebアンケート調査によると、約4割が常に携行しているとの結果であった。

Q.あなたは、マイナンバーカードを持ち歩いていますか。あてはまるものを1つお答えください。



※デジタル庁調査と異なり、調査対象がマイナンバーカード保有者であることに留意が必要

マイナ保険証利用についての意識

○ 厚生労働省が、令和6年2月に、18歳以上のマイナンバーカード保有者を対象にWebアンケート調査を実施。

✓ 調査期間：2024年2月1日～2024年2月5日 ✓ 調査対象：18才以上の男女

✓ 調査手法：オンラインアンケート調査

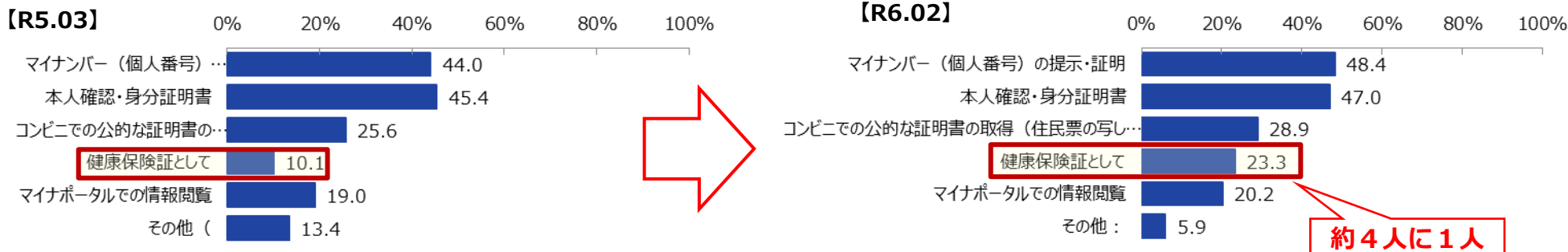
マイナンバーカード保有者

サンプル数3,000

業種排除（本人または家族が官公庁に就業または医療従事者）

◆ 約4人に1人がマイナンバーカードを健康保険証として利用したことがある。

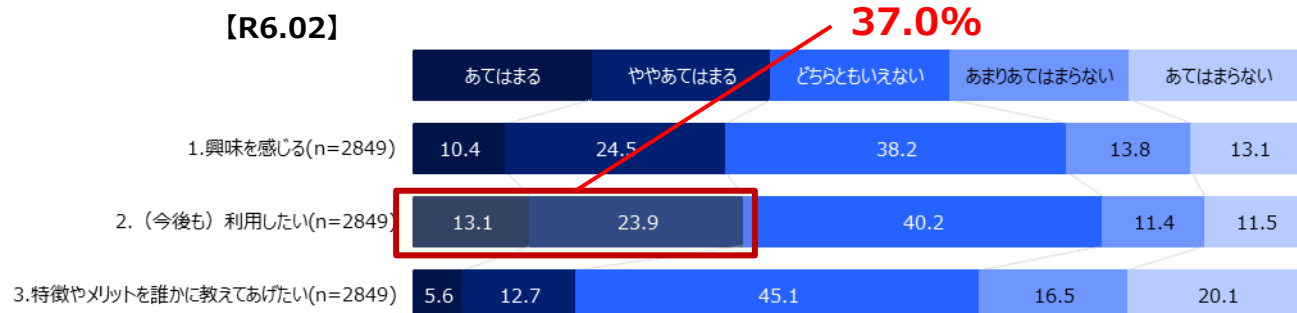
Q.あなたは、マイナンバーカードをどんな用途・目的で利用したことがありますか。あてはまるものをすべてお答えください。（いくつでも）



※日本経済新聞の調査（18歳以上、3000人に郵送、2023年10～11月に実施）でも、「マイナ保険証の利用経験あり」は24%となっている。

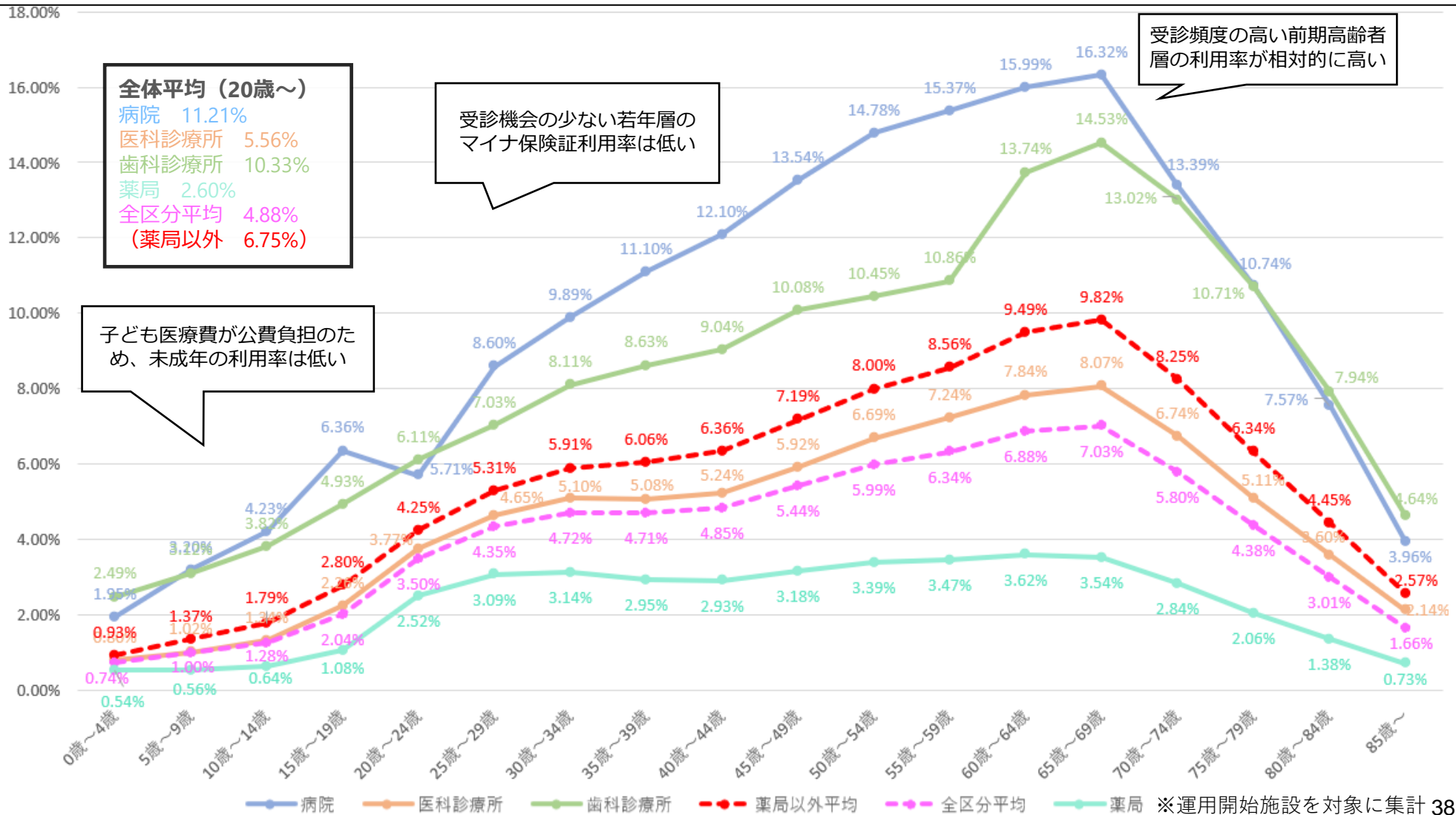
◆ 約4割弱がマイナ保険証を利用したいと考えている。

Q.あなたは、マイナ保険証について、どのような印象や考えをお持ちですか。それぞれについて、あなたのお気持ちに近いものを1つお答えください。



オンライン資格確認における マイナ保険証年代別・施設類型別利用率（令和5年12月）

- 病院、歯科診療所では、20歳以上の10人に1人がマイナ保険証を利用している。
 - 薬局は処方箋があれば保険証やマイナンバーカードの提示が不要（ただし薬剤情報等の閲覧は不可）であるため、相対的に利用率が低くなっている。
- ※利用率＝マイナ保険証利用件数/オンライン資格確認利用件数

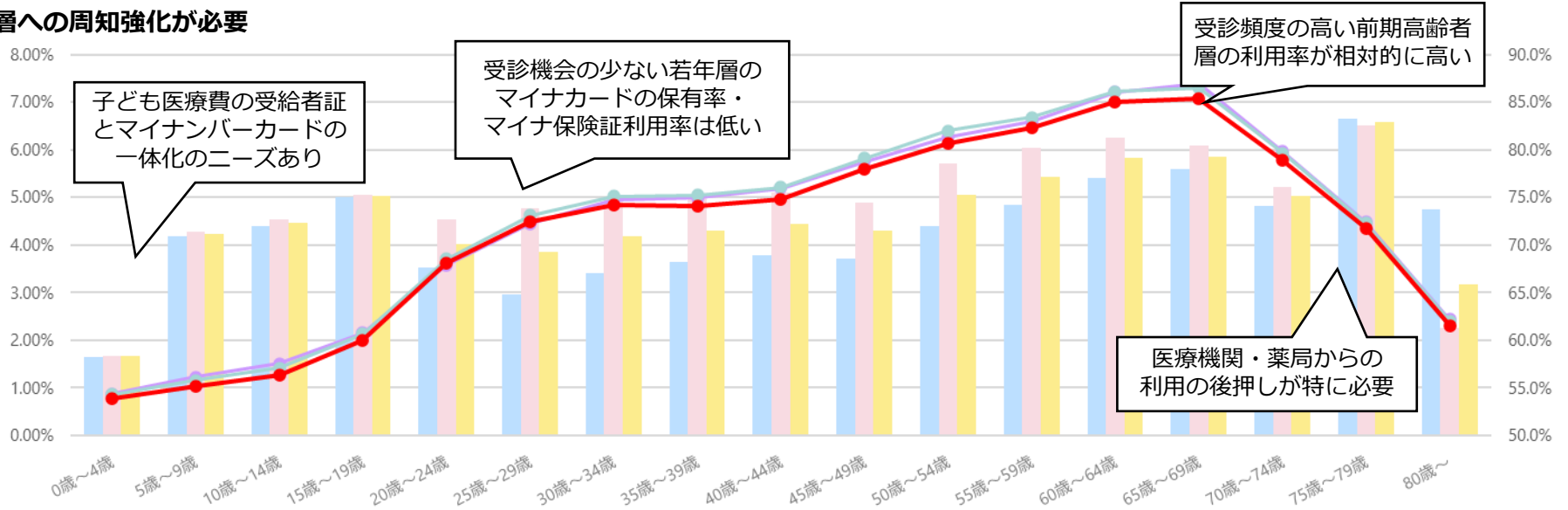


マイナ保険証の利用状況・普及に向けた課題

マイナ保険証利用率など（年代別）

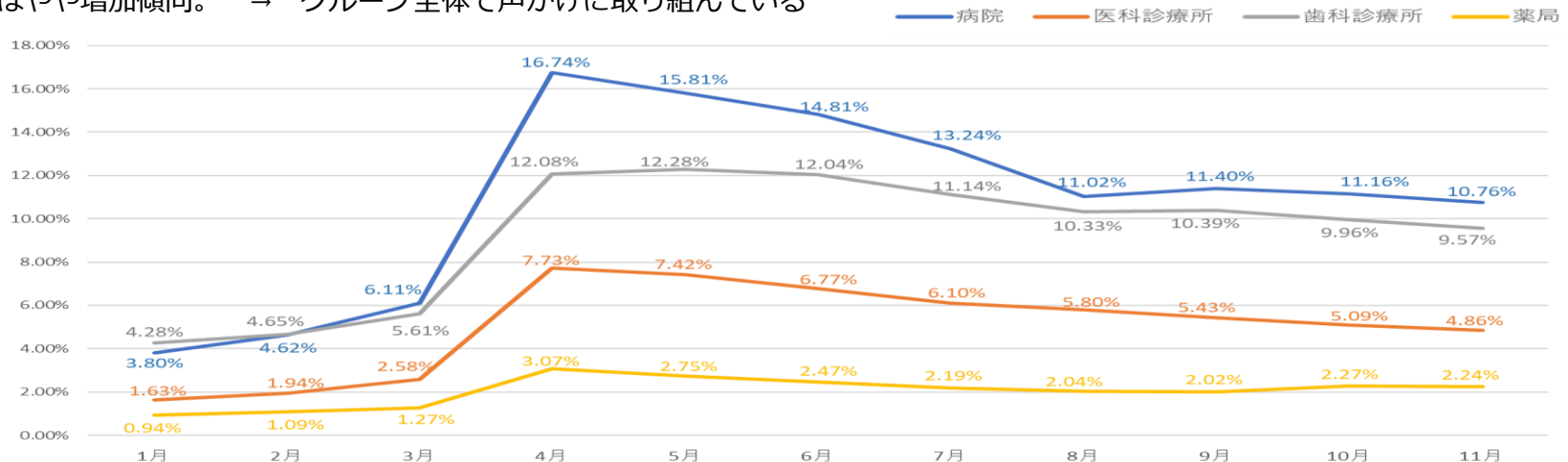
- マイナ保険証の利用率は、65～69歳が最も多く、現役層の促進が課題。
- 現役層への周知強化が必要

マイナカード保有率（右軸）：■ 男 ■ 女 ■ 全体
 マイナ保険証利用率（左軸）：● 9月 ● 10月 ● 11月



マイナ保険証利用率推移（施設別）

- 病院・診療所において低下傾向。
- 薬局はやや増加傾向。 → グループ全体で声かけに取り組んでいる



マイナ保険証の利用促進について

普及しない要因

- ◆ 窓口で「保険証お持ちですか？」と聞いている
- ◆ 医療機関のHPでマイナカードの持参を案内していない
- ◆ 診察券との一体化や会計システムとの連携の改修費用等のコスト

医療機関・薬局

◆ 利用率目標の設定・インセンティブ等

- 1月からの利用率増加に応じた支援金
- 診察券との一体化等への補助金
- R6改定で、利用実績に応じた評価を検討中
- 国所管（設定済）、その他（目標設定に向け利用率実績を通知）
- 専用レーン・説明員の配置

2月から診療報酬請求時に取組状況をアンケート調査

◆ 窓口対応の見直し

- 窓口での声かけを「マイナンバーカード（マイナ保険証）、お持ちですか」へ
- HPの外来予約等のページでマイナンバーカードの持参を案内するよう要請
- チラシ、ポスター等の院内配布・掲示等

◆ 利用できなかった事例への対応

- コールセンターへの情報提供に基づき地方厚生局から事実調査等

保険者・被保険者

全保険者での実施状況を2月末までに調査

◆ 保険者による被保険者への働きかけ

- 利用率の目標設定・インセンティブ交付金等での実績評価
- 動画広告の集中展開・全国家公務員への利用の呼びかけ
- メール送信等を通じた被保険者への利用勧奨

◆ こども医療費などの受給者証の一体化の取組促進

- R5補正予算を活用し、約400自治体、約5万医療機関等を目指す

◆ マイナ保険証全国デモ体験会・テレビCM等による広報（2月～）

- 月10回程度の頻度で、全国の商業施設など約100カ所での開催を予定
- CM、デジタル広告等で医療にも活用「 できます」などのキャッチでPR

- ◆ 特に若年層で、マイナカードの持参・携行習慣がない
- ◆ 別人への紐付け問題などトラブルへの不安
- ◆ 保険証廃止の現実感がない

マイナ保険証の利用促進対策

【利用率目標の設定・インセンティブ等】

- 1月以降の利用率がR5年10月の利用率から増加した医療機関等に対し、増加量に応じた支援・診察券との一体化等への補助金
- 令和6年度診療報酬改定で、医療DXの推進体制について新たな評価を行う中で、利用実績に応じた評価を検討中
- 全医療機関に対し、利用率の自主的な目標として活用できるよう、利用実績を通知（1月～）
- 国所管団体が開設する公的医療機関等に対し、令和6年5月末、11月末の利用率の目標設定を要請
 - ※ 厚労省所管独法においては、令和6年度の年度計画に利用率に係る目標を盛り込む予定
 - ※ 厚労省所管法人の病院には専用レーンの設定及び説明員の配置（1月中に最低1か所、2月中に原則全医療機関）を要請済
- 利用できなかった事例への対応
 - コールセンターへの情報提供に基づき地方厚生局から事実調査等、オン資未導入施設への集団指導

【窓口対応の見直し】

- 全医療機関等に以下の取組を要請し、2月から診療報酬のオンライン請求時に取組状況をアンケート調査
 - * 窓口での声かけを「保険証、見せてください」から「マイナンバーカード（マイナ保険証）、お持ちですか」へ切換え
 - * マイナ保険証の利用を促すチラシ、ポスター等の院内配布、掲示等
 - * 医療機関HPの外来予約等の案内において、「マイナンバーカード」の持参を記載

【保険者による取組】

- ① マイナ保険証の利用率の目標設定（2月中目途）⇒ 実績を保険者インセンティブ制度・業績評価等で評価
- ② マイナ保険証への意識転換を促す統一的なメッセージの動画広告を作成し、集中的に動画広報を展開
- ③ 医療機関等にマイナ保険証をご持参いただけるよう、ア～エによりメリット周知・利用の促進を進め、その実施状況について、全保険者に2月末までに調査
 - ア 加入者に向けたメール送信やチラシ配布等による利用勧奨
 - ※ 各府省共済組合についてはメールによる呼びかけ（各共済本部長（事務次官等）によるメール勧奨）
 - イ 限度額適用認定証の取得申請に係るホームページ等のご案内・認定証申請書様式・認定証送付時の同封書類の見直し（マイナ保険証を利用すれば限度額認定証が不要となる旨の記載）
 - ウ 保健事業実施時における利用勧奨
 - エ ホームページや利用の手引きを通じた利用勧奨
- ④ 国保直営診療施設におけるマイナ保険証の利用率の目標設定（2月中目途）
 - ※ 併せて、マイナ保険証の専用レーン設定等の費用を財政支援

【事業者を通じた取組】

- ① 健康経営優良法人認定制度における認定等の際の調査項目に追加（経済産業省）
 - ※ マイナ保険証利用促進・PHR活用推進の取組状況を調査
- ② 厚生労働省・経済産業省・経済団体等のイベント・会合で、事業主・医療保険者に利用促進を呼びかけ